

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第40号 令和2年度光市一般会計補正予算（第2号）〔所管分〕

説 明：山根福祉総務課長～別紙

質 疑

○森戸委員

7ページの、一般保健事業の消耗品費のマスクについてお尋ねをいたします。

これの調達の手法、入札なのか随意契約なのか。地元調達なのか、市外の業者から買うのか。その辺のところがわかれば教えてください。

○田中健康増進課長

マスクの購入についての御質問でございます。

マスクについては、今、徐々に市場のほうに出回ってきてはおりますが、多数の枚数、また、特に子供用のマスクについてはまだ市場のほうに十分出回っておりません。

今回、12万枚という枚数になりますので、その枚数を学校再開に向けて短期間で確保できるような形ということで、業者のほうは市内に限らず、マスクが手に入るというようなどころを含めて検討をしていきたいと考えております。

そのような状況の中でマスクの購入を手配するっていう形になりますので、随意契約になる可能性も視野に考えております。

以上です。

○森戸委員

いや、地元なのか市外なのかっていうところが回答されていないと思います。

○田中健康増進課長

今、特に子供用マスクについて手に入るところというので当たってはおりますが、なかなかちょっと地元、光市内での発注というのは難しい状況がございます。光市外の業者も含めて検討してまいりたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。1カ月程度の数ということであろうかと思っておりますので、確保を優先したという御回答だと思いますが。今後は出回ってくるだろうと思っておりますので、その部分については、市内経済も非常に冷えているというところがございますので、その辺のところもよくお考えをいただけたらと思います。

以上です。

○土橋委員

おっばい育児の分が6,100万円と、そして、ひとり親家庭の応援給付金もあるわけですが、何がどう違うということここでここに載っているのかっていうのを、ちょっと説明をお願いしたい。

○西村子ども家庭課長

今回のおっばい育児応援給付金と、ひとり親応援給付金についてでございますが、これは、先ほど専決で御承認いただきました国からの子育て世帯臨時特別給付金の、まず要件が、児童手当の該当世帯に対して1万円を給付するというのが国の給付金でございます。また、その分に1万円ほど、市独自でおっばい育児応援給付金ということで児童手当の対象者に、先ほども説明しましたが、さらに1万円を加算しまして2万円を支給するというものでございます。

もう一つの、ひとり親家庭応援給付金につきましては、これは国のものとは関係なく、ひとり親家庭を支援しようということで、児童扶養手当の支給対象者に対しまして1万円を支給しよう、そういうものでございます。

以上でございます。

○土橋委員

金額は同じなんですね。1万円というのは。だから、なぜ児童手当と児童扶養手当に分けているのかというところがもう一つ聞きたいんです。対象が、年齢的なものが違うのか、何がどう違うのかっていうのが知りたかったんです。

○西村子ども家庭課長

済みません。児童手当の、まず支給要件でございますが、0歳から義務教育まで、0歳から15歳までの家庭でございます。一方、児童扶養手当は、0歳から18歳までのひとり親家庭が対象となっております。

○土橋委員

何て。もう一遍、言うて。おっばいは。

○西村子ども家庭課長

児童手当のほうが0歳から義務教育修了……。

○土橋委員

15歳。

○西村子ども家庭課長

はい。それで、児童扶養手当のほうが0歳から18歳のひとり親家庭でございます。

○土橋委員

差がついたってというのは、何ですか。

○西村子ども家庭課長

ひとり親家庭というか児童扶養手当を受給されている方、ひとり親家庭の方の経済的な、支援が必要な方でございますので、おっばい育児応援給付金の上に、さらに、ひとり親家庭に対してその応援給付金を給付する。そういうことでございます。

○土橋委員

そうすると、おっばい育児応援給付金で1万円、ひとり親の対象でもあるという場合には2万円っていうことですね。

○西村子ども家庭課長

そのとおりです。

○土橋委員

はい、わかりました。

それと、これはここで聞くのが、総務だっちゅわれても困るんじゃないけれども。臨時議会でこういうふうなものがわかりました。6月議会には何か出すっていうことにはなっておるんですか。

○松村福祉保健部長

現状まだ何も決まっておられませんけれども、昨日、国のほうからも追加の対策というものも示されております。可能な範囲でということになりますけれども、検討はしてまいりたいと考えております。

○土橋委員

そうすると、国なんかだったら第2弾とか第3弾とかあるわけですけども、光市も金額は別にして、そういうような形で進めていこうというふうになっているわけですか。

○松村福祉保健部長

まだ何も国からも示されておられませんし、市のほうでも何の検討も行っておりませんので、具体的なお答えというのは難しゅうはございますけれども。市、福祉保健部で必ずあるというものでもございませんけれども、何らかの対策というのは検討はしていかなければいけないというふうに考えております。

○田中委員

済みません。私たちも市民のほうにも伝えないといけないので、ちょっと確認を含めて質問をさせていただけたらと思うんですが。

先ほど専決のほうで、国のほうの子育て世帯への臨時特別給付金っていうものは通っ

たわけなんです。改めて、この光市のおっばい育児の応援給付金について6,100万円ということでお聞きしているんですが、これは全児童っていうことでいいんですか。一般的にいうと、児童手当という所得制限で特例給付金に5,000円の方たちも含めて、よく児童手当と呼ぶんですが。そのあたりの線引きはどのようになっているのか聞かせていただけますか。

○西村子ども家庭課長

国の臨時給付金が、特例給付は除くということでございますので、本市の場合も特例給付の方は除いております。

○田中委員

その中で、ここの部分は市独自で出すってところであるんですけど、全ての子育て世帯、おっばい都市宣言のまちとしてって考えたときに、認定がいつの部分でされるのかわからないんですが、このコロナで所得が下がってくる中で、全ての子育て世帯って考えたときは、そこの部分も入れるっていうような考え方はできるのではないかと思います。その辺は検討されたのかどうかお聞かせいただけたらと思います。

○西村子ども家庭課長

今、委員が言われたように、基準は3月末です。そのときに小学校等で休業等でそういった影響を受けた子供たちのためにやるというのが国の趣旨でございます。そのときに国のほうの制度が、特例給付の部分は除くという考えがありましたので。検討はいたしましたけれども、ちょっと全てというわけにはいきませんが、児童手当の世帯にお届けするというので今回やらせていただきました。

以上でございます。

○田中委員

ちなみに、その特例給付金の受給者ってというのは、光市内どの程度人数がいらっしゃるのか。

○西村子ども家庭課長

300人程度です。

○田中委員

それで、3月末っていうことで今お聞きしたんですが、じゃあ、ちなみに支給はいつになるのかお聞かせいただけますか。

○西村子ども家庭課長

支給は、これから御議決をいただきましたら制度を創設いたしまして、事務の準備、準備に入りまして、システム改修とかがございますので。できるだけ早くということで、

6月下旬には支給したいと、このように考えています。

○田中委員

これ、ちなみに、定期でお支払いしているときがあるかと思うんですが、その日とはまた違うんですか。

○西村子ども家庭課長

先ほども御説明いたしました。今回、児童手当と今回のおっばい育児応援給付金は、実質は同じようなものですが、厳密に言えば別物でございます。そこで、6月に児童手当を支給するんですけれども、6月10日前後が支給日になっております。ちょっとそれには、申しわけございませんが間に合いませんので、できるだけ早くということで、6月末支給とさせていただきます。

以上です。

○土橋委員

ひとり親の定義っていうのを、ちょっと聞かせてほしいんですが。

○西村子ども家庭課長

ひとり親は、離婚とか死別とか、ひとりの親が子供を養育している家庭でございます。

○土橋委員

そうすると、俗に言う未婚の母はどうなりますか。

○西村子ども家庭課長

未婚の母もひとり親の定義です。

○土橋委員

わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第40号 令和2年度光市一般会計補正予算（第2号）〔所管分〕

説 明：萬治商工観光課長～別紙

質 疑

○畠堀委員

ただいま御説明いただきました、中小企業支援事業策の事業継続支援給付金について御質問したいと思います。

今、説明の中で、支給条件で「納税条件については検討をしている」ということだったんですけれども、これは結論的にはどういうふうになって、条件とするということですか。それともまだ決まっていないということ。どういうふうに解釈したらいいのかお願いします。

○萬治商工観光課長

納税要件でございますが一定の要件を付したいと考えております。
以上でございます。

○畠堀委員

それで今、市内事業者ということで、法人、個人がいるわけですが、一応想定とする対象者の内訳について教えてください。

○萬治商工観光課長

対象でございますが、1,100事業所を対象と想定しておりますけれども、法人は550、個人が550、合わせて1,100を見込んでおります。
以上でございます。

○畠堀委員

今からこの給付金を準備するとして、最短で支給される時期というのは大体いつごろをお見込みなのか教えていただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

本日御議決いただきましたら、すぐさま、要綱のほうを策定したいと思います。この策定のほうもなるべく早くと思っております、来週あるいは再来週の早いうちには施行しまして、それから給付の申請の受け付けも始めていくということになります。給付のほうも申請を受けてから2週間程度あればお支払いできると考えております。今月中には難しいかもわかりませんが、来月の早いうちには支給できるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

先ほどは本会議でも少し質問っていうのは出ていましたけれども、対象とならない、令和1年、2年の1月以降に起業された方。市で全部つかむっていうのは難しいのかもしれないけれども、大体どのぐらいの方がおられるのか。わかる範囲で。

○萬治商工観光課長

令和2年から事業を開始した対象数については把握をしてございません。以上でございます。

○畠堀委員

中小企業を対象に、光市として独自の支援をしていくということについては評価できるというふうに考えております。

ただ、いろんな条件を緩和されてきて、これから経済の復興というふうに向かっていくと思えますけれども、やはり光市として、これまで光市は特に地元の中小企業に対しても独自の取り組みを行ってきております。特に5月31日を雇用の日と定めて、地元の中小企業のいろんな紹介だとかいろんな取り組みをしてきておりますので。こういった流れの中でさらに、本当に困っておられる中小企業の皆さんに、やはり早いタイミングでいろんな支援をしていくということが必要なんじゃないかというふうに思いますし。

そういった意味では、いろんな条件をつけずに光市内の中小企業の方を対象に、一律で即応的に資金を支給していただくということが必要ではないかと考えております。金額については、10万円、5万円と考え方はいろいろあると思えますけれども、やはり市内のそういった方たちが、これまでの苦しい時期を乗り越えて今からさらに、経済がなかなか冷え切っている中で事業を継続していこうという思いを、心をつなげていくと。やはり、そういった方たちの心をつなぐという意味で、ぜひそういったことについても至急御検討いただきたいということで要望しておきたいと思えます。

以上です。

○森戸委員

支給の要件について、ちょっとお尋ねをいたしますが。先ほど、完納証明っていうようなことでもございましたけど、国のほうは、そういういった部分の何かあるんですか。国でもそういうものが求められているというところですか。

○萬治商工観光課長

国のほうの持続化給付金につきましては、納税の要件等は定められていないと認識をしております。

以上でございます。

○森戸委員

じゃあ、その部分を要件にされたっていう決定までのプロセスを少し教えてください。

○萬治商工観光課長

この給付金は、新型コロナの影響から売り上げが減少し、事業活動に著しく支障を来している事業者等に事業継続をしていただきたいということで給付するという性質上、多くの事業者の方に給付したいと考えております。

その一方で、市民の皆さんから納付された市税を財源として一部投入することから、対象となった事業所等につきましては、やっぱりフリーパスというわけではなくて、一定の納税要件を定めたいと考えたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

もし、そうだとすれば、国のおりに50%以上の売り上げで持続化給付金を得ておられる企業が、今の要件をつけることでどのぐらい減るのかとか、そんなところまで今わかるんですか。わからないんですか。

○萬治商工観光課長

どの企業が滞納しているとかというのは私どもでは把握しておりませんので、どれぐらい減るかというのは、お答えすることができません。

以上でございます。

○森戸委員

市税でしょうから、それはわかるんじゃないんですか。

○萬治商工観光課長

例えば申請のときに、申請書の中に、税情報を申請者が収納対策課のほうに照会してもいいというような同意が得られれば、照会はできると思いますが、今この時点で、包括的にどこの企業、事業者がどれだけ税金がかかっているか、納めているかをとることは、難しいかと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

失礼しました。そのとおりでございます。どのぐらいになるのかなっていう、ふとした疑問でお尋ねをしたまでなんです。

今回、持続化給付金は50%以上の売り上げというところで線引きになるんですが、手続も国の手続に準じて、お金がおりていればそれが証明になるということで、お金がス

ライドして支払われるんだらうと思いますが、50%以上の売上げが下がったという以外のところでの検討はなかったんですか。いわゆるその線引きのところにも給付金を提供しようという、そういうお考えっていうのは決定までにあったのか、なかったのか。

○萬治商工観光課長

今回の新型コロナウイルスの影響に係ります本市の経済対策につきましては、まず融資、これは3月に成立しましたけれども、融資を受けやすくして、融資によってこの局面を乗り切っていただきたいということで、まず第1弾、保証料の全額の補給や、3年間利子補給をするという融資制度を立ち上げてございます。

ここをベースとしまして、今回、第2弾としてさらに、売上げ減少等によりまして事業活動に支障を来している市内事業者等を支援したいということで、今回の制度を立ち上げました。制度設計に当たりましては、この新型コロナウイルスの影響が特定の業種のみならず、市内で多くの業種に影響が出ているということから、業種を限定せずに幅広い業種を対象とすること、それから、用途を制限せずに事業者が必要なものに活用できることを基本に考えて、新型コロナウイルスの影響により売上げが著しく減少し、事業継続に支障を来しているということで考えております。

この売上げ減少幅をどこに置くかは、これを年間の収入で見るとか、対象期間を例えば今月まででいいのか、また、何%減少で見るとか等々、さまざまな選択肢がございました。そういった中で、事業継続に当たりまして、真に逼迫している状況というのはどこかということで、国の給付金の制度、これも判断の一つとしながら、一月の売上げが前年比半額になる、つまり50%以上減少したような月が一月以上あるということ、一つの基準といたしたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

国、県の仕組み、市の第1弾、第2弾で当たらないところもあるわけでございますので、そういうところに対しても、ぜひ第3弾っていうような形で御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○田中委員

済みません。先ほど、新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金のほうで、条件として、市内に事業所等を有するというお話でございました。それで、先行してこういった市独自の支援策をやっているところの課題も含めて、ちょっとお尋ねしたいんですが。

条件については、そういう条件っていうことでよろしいですか。例えば、課題として今あるのが、市内に在住していて、事業としては市外でやっているということで、そういう人は対象にならないっていうことが、今、問題になったりしているところも多いんですけど。先ほど、市独自ということで、納税の条件をつけるということであれば、事

業所としての納税だけではなくて、市民税とか固定資産税等を、住んでいるということで税金を払われている方もいると思うんですが。その辺の条件はいかがでしょうか。

○萬治商工観光課長

委員さん仰せのとおり、今回は市内に事業所等を構えているところを条件としておりますので。例えば、光市に住まわれて市外で事業所を展開している方については、対象とはならないということにしております。

以上でございます。

○田中委員

その理由についてお聞かせください。

○萬治商工観光課長

今回の給付制度につきましては、1人当たり10万円支給される特別定額給付金のように市民の生活支援を主体にしたものではございません。市内に事業所等があり、市内で事業を営んでいる中小事業者等、市内で事業活動を行っているところへの経済対策という考えで制度を組み立ててございます。ということで、市内にある事業所を支援したいという制度設計にしてございます。

なお、同様の補助制度を実施している近隣自治体におきましても同様の考え方で制度設計をしておりますので、光市外で事業を展開しておられる方からお問い合わせがあった場合には、事業所を設置している自治体の制度等もきちんと御紹介を差し上げたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

理由について説明等ございましたけど、先行してやっているところで、事業者からそういう声があって課題となっているので、後から出す市としてはやっぱりそういう課題をクリアしたものを、私は出すべきだと考えております。

それとあと予算のほうで、今、2億2,000万円ということで上がっているんです。先ほど説明の中で、個人550、法人550っていうことであれば、10万円と20万円を掛けると、単純で5,500万円と1億1,000万円っていうことになるのではないかと思うのですが。これだと法人の1,100件分ということになるんですが、そのあたりの数字について、もう少し説明をいただけたらと思います。

○萬治商工観光課長

1,100は、法人、個人を合わせた数でございまして、個人も法人のほうも上限20万円になりますので、20万円掛ける1,100ということで2億2,000万円ということになっております。

以上でございます。

○田中委員

はい、失礼しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」